

平成29年11月

保護者の皆様

船橋市教育委員会

船橋市の学校給食について

～「船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の改訂にあたって～

このたび、調布市における食物アレルギーの事故を受けて、文部科学省が「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成しました。船橋市でも文部科学省の指針に基づいて「船橋市学校安全対策委員会」監修の「船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の改訂版を発行いたしました。

改訂にともなって、平成30年4月から学校における食物アレルギー対応が大きくかわります。原則的な考え方や改訂のポイントは下記のとおりです。

記

1 文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

（文部科学省作成・「学校給食における食物アレルギー対応指針」より）

2 船橋市の原則的な考え方

学校給食で最優先されるべきは、「安全性」である。従来の、栄養価の充足やおいしさ、彩り、そして保護者や児童生徒の希望は、安全性が十分に確保される方法で検討する。

（文部科学省作成・「学校給食における食物アレルギー対応指針」より）

3 改訂のポイント

- (1) 医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
（文部科学省作成・「学校給食における食物アレルギー対応指針」より）
- (2) 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（通常通りに提供するか、全く提供しないか）を原則とする。
（文部科学省作成・「学校給食における食物アレルギー対応指針」より）
- (3) 本人の除去は認めない。
（船橋市学校安全対策委員会の方針より）

4 改訂のポイントの説明

(1) 医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

乳幼児期発症の食物アレルギーの子どもの約90%は、6歳までに除去食の解除ができることが知られています。医師の正しい診断に基づく適切な対応が大切です。不必要な食事制限は、児童生徒の健全な成長発達の妨げとなります。

(2) 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（通常通りに提供するか、全く提供しないか）を原則とする。

「安全性」確保のために、一部の小学校で行っていた、従来の多段階の除去は行いません。例えば、牛乳では、完全除去・少量可・加工食品可・牛乳を利用した料理可・飲用牛乳のみ停止、などの様々なレベルがあります。これを個々に対応すると、複雑・煩雑となり、事故の温床になります。そのため、「完全除去」か「他の児童生徒と同じように通常通りに提供する」のどちらかで対応します。

(具体例) 牛乳アレルギーの場合・・・乳が入っている料理やパンは提供できません。

「飲用牛乳だけ飲めません。シチューは食べられます。パンは食べられます。」は多段階の対応になります。牛乳アレルギーの児童生徒は今まで学校給食でパンが食べられていたとしても、体調によって症状が出てしまう心配があります。

(具体例) 卵アレルギーの場合・・・卵が入っている料理やパンは提供できません。

「生卵は食べられません。卵焼きは食べられません。卵スープは飲みます。卵をつなぎで使った料理は食べられます。」は多段階の対応になります。卵アレルギーの児童生徒は今まで卵スープや卵のつなぎは食べられていたとしても、体調によって症状が出てしまう心配があります。



(3) 本人の除去は認めない。

児童生徒がアレルギーの原因となる食品を料理から自分で取り除いたり、量を調節したりして食べることは、事故を起こす危険があります。(キウイフルーツ等の果物も本人除去はできません。)

5 保護者の方へのお願い

これまで一定レベル以上の給食を安全に食べられていたのに、完全除去対応となるため、給食で食べられるものが減少する可能性があります。しかし、この方針は、学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性向上という目的があります。保護者の皆様にご負担をおかけすることがあるかもしれませんが、目的をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

(1) 食物アレルギーがある場合は、医師の診断を受けて、必ず「学校生活管理指導表」の提出をお願いします。また、受診をする場合、以下の点について確認をお願いします。

① 専門的な内容になるため、アレルギー専門医の受診をお勧めします。

② 原因食物の診断根拠の確認をお願いします。 その時に、本当に食べられない食物を確認するために、食物負荷試験の受診をお勧めします。

・ここ1～2年症状が出ていない場合は、食べられるようになっている場合があります。(食べていない場合を含む)

- ・原因食物がたくさんある場合、不必要な食事制限をしている場合があります。
(原因食物は数種類に限られることが多いため。)
- ・血液検査や皮膚検査が陽性でも、症状が出ない場合もありますので、食物負荷試験の受診をお勧めします。
- ・種実類、魚卵がアレルギー原因食物の場合は、詳細の確認をお願いします。
(全て食べられないのか、食べられる物はあるのか。)

③学校生活上の留意点の確認をお願いします。

- ・「管理不要」に○が付いた場合は、普通に給食を提供します。
- ・「保護者と相談し決定」に○が付いた場合は、完全除去となります。
- ・「その他の配慮・管理事項」に「つなぎはOK」「〇〇gまではOK」「少量可」等と書かれた場合も、学校では完全除去となります。
- ・すべての項目で「管理不要」「配慮不要」に○がついた場合は、今後、学校生活管理指導表の提出は不要です。

④次のことを、病院にご確認ください。

- ・揚げ油の共用ができる。
- ・原因食物が調味料、出汁、添加物に使われている場合、食べられる。
- ・コンタミネーション（原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合）があっても食べられる。
(例)・給食室で原因食物を調理している場合。
・食器や調理器具を共用している場合。
- ・加工食品の原材料の欄外表記に次のような記載があっても食べられる。
(例)・本品製造工場では(原因食物)を含む製品を製造しています。
・本製品で使用しているシラスはエビ等が混ざる漁法で採取しています。
・本製品で使用している〇〇は、エビやカニを食べています。

※④のことに該当しない場合は、弁当対応となります。

(2) 除去食の提供について

①小学校

多くの学校は除去食の提供をしておりません。また、今まで除去食の提供を行っていた学校も、状況の変化により、除去食の提供ができなくなる場合もございます。

②中学校

A献立・B献立・弁当の選択制で、除去食の提供はしておりません。本人除去はせずに、給食は、アレルギーの原因食物が入っていないものを選択してください。A・B献立ともに原因食物が含まれている場合は、弁当対応となります。

6 その他

- 改訂されたマニュアルは船橋市のホームページに掲載してあります。
- 食物負荷試験を実施する病院につきましては、「食物アレルギー研究会」のホームページ等を参考にしてください。
- 小学校・特別支援学校では、食物アレルギーによる喫食停止の場合、学校で届出を受理した日の翌日から起算して4日目（土日祝日を除く）以降の給食費は徴収しません。（1日ごとに対応します。）
- ご不明な点は、船橋市教育委員会保健体育課までお問い合わせください。
(連絡先：436-2870)